

別表第一 住宅（鉄筋コンクリート造の住宅並びにコンクリートブロック造の住宅及び補強コンクリートブロック造の住宅を除く。）の不良度の測定基準
(平一三国交令一二五・旧別表・一部改正)

(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
評定区分	評定項目	評定内容	評点	最高評点
一 構造一般の程度	(一) 基礎	イ 構造耐力上主要な部分である基礎が玉石であるもの	10	50
		ロ 構造耐力上主要な部分である基礎がないもの	20	
	(二) 柱	構造耐力上主要な部分である柱の最小径が七・五センチメートル未満のもの	20	
	(三) 外壁又は界壁	外壁の構造が粗悪なもの又は各戸の界壁が住戸の独立性を確保するため適当な構造でないもの	25	
	(四) 床	主要な居室の床の高さが四十五センチメートル未満のもの又は主要な居室の床がないもの	10	
	(五) 天井	主要な居室の天井の高さが二・一メートル未満のもの又は主要な居室の天井がないもの	10	
	(六) 開口部	主要な居室に採光のために必要な開口部がないもの	10	
二 構造の腐朽又は破損の程度	(一) 床	イ 根太落ちがあるもの	10	100
		ロ 根太落ちが著しいもの又は床が傾斜しているもの	15	
	(二) 基礎、土台、柱又	イ 柱が傾斜しているもの、土台又は柱が腐朽し、又は破損している	25	

		ははり	もの等小修理を要するもの		
			ロ 基礎に不同沈下のあるもの、柱の傾斜が著しいもの、はりが腐朽し、又は破損しているもの、土台又は柱の数ヶ所に腐朽又は破損があるもの等大修理を要するもの	50	
			ハ 基礎、土台、柱又ははりの腐朽、破損又は変形が著しく崩壊の危険のあるもの	100	
	(三) 外壁又は界壁		イ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、下地の露出しているもの	15	
			ロ 外壁又は各戸の界壁の仕上材料の剥落、腐朽又は破損により、著しく下地の露出しているもの又は壁体を貫通する穴を生じているもの	25	
	(四) 屋根		イ 屋根ぶき材料の一部に剥落又はずれがあり、雨もりのあるもの	15	
			ロ 屋根ぶき材料に著しい剥落があるもの、軒の裏板、たる木等が腐朽したもの又は軒のたれ下つたもの	25	
			ハ 屋根が著しく変形したもの	50	
三	防火上又は避難上の構造の程度	(一) 外壁	イ 延焼のおそれのある外壁があるもの	10	50
			ロ 延焼のおそれのある外壁の壁面数が三以上あるもの	20	

		(二) 防火壁、 界壁等	イ 防火上必要な防火壁、各戸の界 壁、小屋裏隔壁等が不備であるた め防火上支障があるもの ロ 防火上必要な防火壁、各戸の界 壁、小屋裏隔壁等が著しく不備で あるため防火上危険があるもの	10 20	
		(三) 屋根	屋根が可燃性材料でふかれている もの	10	
		(四) 廊下、 階段等	イ 廊下、階段等の避難に必要な施 設が不備であるため避難上支障 があるもの ロ 廊下、階段等の避難に必要な施 設が著しく不備であるため避難 上危険があるもの	10 20	
四	電気設備	(一) 主要な 居室の電灯	主要な居室に電灯がないもの	20	30
		(二) 共用部 分の電灯	共同住宅の共用部分に電灯がない もの	10	
五	給水設備	(一) ^{せん} 水栓の 位置	^{せん} 水栓又は井戸が戸内にないもの	10	30
		(二) 給水源	イ 井戸水を直接利用するもの	15	
			ロ 雨水等を直接利用するもの	30	
		(三) ^{せん} 水栓の 使用方法	イ ^{せん} 水栓を共用するもの	10	
			ロ ^{せん} 水栓を十戸以上で共用するも の	20	
六	排水設備	(一) 汚水	イ 汚水の排水端末が吸込みます であるもの ロ 汚水の排水設備がないもの	10 20	30
		(二) 雨水	雨樋がないもの	10	

七	台所	(一) 台所の有無	台所がないもの又は仮設のもの	30	30
		(二) 台所の設備	イ 台所内に水栓がないもの又は流しに排水接続がないもの	10	
			ロ 台所内に水栓がなく流しに排水接続がないもの	20	
		(三) 台所の使用方法	イ 台所を共用するもの	10	
			ロ 台所を十戸以上で共用するもの	20	
八	便所	(一) 便所の有無	便所がないもの又は仮設のもの	30	30
		(二) 便所の位置	便所が戸内にないもの	10	
		(三) 便槽の形式	イ 便槽が改良便槽であるもの	5	
			ロ 便槽が改良便槽以外の汲取便槽であるもの	10	
		(四) 便所の使用方法	イ 便所を共用するもの	10	
			ロ 便所を十戸以上で共用するもの	20	